

○財務省告示第三百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年八月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年九月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格



七		二		八		ロ		ロ																				
札	非	入	価	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入										
発	競	札	格	入	札	入	格	・	債	入	札	入	格	・	債	発	競	札										
行	争	発	競	札	入	札	入	第	市	入	札	入	格	第	市	行	争	発										
	入	行	争	発	札	入	格	II	場	入	札	入	格	I	場		入	発										
			額																									
円	七	二		で	た	条	特			で	た	条	特			七	付	一	九	で	利	第	別	十	つ	定	う	
	十	兆		二	利	第	別			二	利	第	別			十	国	の	五	一	付	一	会	二	い	に	ち	
	七	二		千	付	一	会			千	付	一	会			七	債	に	万	兆	国	の	計	億	は	基	、	財
	億	億		百	国	項	計			九	債	の	計			十	に	、	千	七	債	の	に	三	、	づ	政	
	九	四		七	に	規	関			億	に	規	関			五	い	、	六	千	に	規	関	千	額	き	法	
	千	千		十	つ	定	す			円	つ	定	す			億	は	同	六	百	に	定	す	八	面	、	法	
	九	八		四	い	に	基				い	に	基			九	、	法	十	十	に	基	百	百	金	、	第	
	百	百		億	、	づ	き				、	づ	き			千	額	第	六	億	は	づ	千	九	額	、	四	
	五	十		円	、	き	第				、	き	第			四	、	十	十	六	は	づ	百	十	で	利	第	
	十七	十六			額	き	四				額	き	四			十	、	六	億	十	は	づ	五	万	千	付	第	
	万	万			面	第	十				面	第	十			四	、	十	六	千	は	づ	万	千	四	国	一	
	六	六			金	行	六				金	行	六			十	、	十	六	千	は	づ	千	四	百	債	項	の
	千	千			額	し	六				額	し	六			、	十	六	千	六	は	づ	万	千	、	九	に	規





$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
平成二十三年八月五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十三年六月二十日	る利息を支払う。六月間に属す
					いて、その日以前六月間に属す
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎年の六月二十日及び十二月二十
					後の利子
					第二期以